

指導行政のポイント

“指導力不足教員”の範囲

菱村 幸彦

今年の重要キーワードの一つは、「指導力不足教員」ではないか。いま、教育界で指導力不足教員とは何かが議論されている。

通知が示した“三つの類型”

このたび、文部科学省は指導力不足教員について一つの答えを示した。さる8月29日、文部科学省は、先に成立した地方教育行政法の一部改正に関する通知を出した。そのなかで指導力不足教員について、「具体的な例としては、下記のようなものが考えられる」と、次の三つの類型を示している。

(1) 教科に関する専門的知識・技術が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合（教える内容に誤りが多かったり、児童・生徒の質問に正確に答えることができない等）

(2) 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合（ほとんど授業内容を板書するだけで、児童・生徒の質問を受けつけない等）

(3) 児童・生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合（児童・生徒の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童・生徒とのコミュニケーションをとろうとしない等）

これをみれば、指導力不足教員の定義を一義的・固定的なものとは考えていないことがわかる。通知は「都道府県教育委員会において、これらを参考にしつつ、教育委員会規則で定める手続に従い個々のケースに則して適切に判断すること」として、教育委員会に委ねているのだ。

指導力不足教員の問題は、古くて新しい課題である。中央レベルで議論となったのは、臨教審第2次答申（1986年）からで、その後、中教審答申（1998

年）教養審第3次答申（1999年）教育改革国民会議報告（2000年）などを経て、今回の地方教育行政法の改正にいたっている。

学校経営のうえから、教壇に立たせたくない教員は、上記の文部科学省通知よりは範囲が広い。大別すれば、3つの類型があるのではないか。

“不適格教員”をどうするか

第1は、専門的な知識・技能に欠けたり、生徒指導ができなかつたりする教員である。これは、今回の文部科学省通知でいう指導力不足教員と重なる。

第2は、勤務やサービスの態度に著しい問題があったり、同僚や児童・生徒や父母に粗暴な言動をとるなど、およそ教職にふさわしくない教員である。

第3は、疾病が原因で指導力が発揮できない教員である。とくに精神疾患による場合は、本人に病識がなく診療にも応じないなど問題が多い。

これらは、しばしば複合的である。通知で例示する「授業内容を板書するだけで、児童・生徒の質問を受けつけない教員」や「児童・生徒とのコミュニケーションをとろうとしない教員」は、おうおうにして精神疾患をもつ場合が少なくない。

今回の地方教育行政法の改正による措置は、通知に言うように、「分限処分等に至るほどではないが、児童・生徒に対する指導が不適切であること等の要件を満たす県費負担教職員を免職し、引き続いて都道府県の教員以外の職に採用する」ものである。

指導力不足教員への対応は、今回の法改正で一歩前進することが期待できる。しかし、もっと深刻な分限処分に該当する「不適格教員」をどうするかは、今後とも依然として課題として残るわけだ。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

本紙はホームページでも閲覧できます

★教員の人事考課は時代の要請、さけて通れない課題

★指導力不足教員への学校管理職の対応 ●教育開発研究所刊●

佐藤 全編 / A5判・260頁・定価2100円

八尾坂 修編 / A5版・240頁・定価2100円

『教員の人事考課読本』 『「指導力不足教員」読本』